	及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
二　北緯三十五度十八分九秒、東経百三十九度三十八分四十七秒の点 三　北緯三十五度十七分四十一秒、東経百三十九度三十八分五十五秒の点 四　北緯三十五度十七分三十五秒、東経百三十九度三十八分五十四秒の点 五　北緯三十五度十七分三十三秒、東経百三十九度三十八分五十六秒の点 六　北緯三十五度十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分五十秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六十七　海上自衛隊航空補給処

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
千葉県木更津市	江川無番地	千葉県木更津市　吾妻二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岩根一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、江川（次の図面に示す部分に限る。）、久津間（次の図面に示す部分に限る。）、中里（次の図面に示す部分に限る。）、中里一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目並びに西岩根
千葉県木更津市	江川（次の図面に示す部分に限る。）	千葉県木更津市　高柳（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六十八　航空自衛隊千歳基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道千歳市	平和無番地	北海道苫小牧市　字美沢（次の図面に示す部分に限る。） 北海道千歳市　美々及び平和（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		北海道千歳市　青葉一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に八丁目まで、青葉丘、朝日町一丁目から八丁目まで、柏台（次の図面に示す部分に限る。）、柏台南一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春日町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、幸町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、清水町一丁目から七丁目まで、東雲町一丁目から五丁目まで、真町（次の図面に示す部分に限る。）、千代田町一丁目及び二丁目、日の出丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、錦町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、美々（次の図面に示す部分に限る。）、本町一丁目から五丁目まで、真々地一丁目から四丁目まで並びに流通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

二百六十九　航空自衛隊三沢基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
青森県三沢市	大字三沢字後久保百二十五番地七号	
青森県三沢市	大字三沢字後久保、大字三沢字下沢及び大字三沢字平畑（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
青森県三沢市		大字三沢字後久保、大字三沢字上野（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字上屋敷（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字北山（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字淋代平（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字下沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字下野（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字猫又（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字平畑（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字横沢（次の図面に示す部分に限る。）、幸町一丁目から八丁目まで、岡三沢一丁目から三丁目、桜町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに下久保一丁